審査情報提供事例について

審査支払機関における診療(調剤)報酬に関する審査は、国民健康保険 法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療(調剤)報酬点数 表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行わ れています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、 審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者 に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供 事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

J-26 ドレーン法(ドレナージ)(持続的吸引を行うもの)の算定について

《令和6年3月7日新規》

〇 取扱い

処置時、持続的吸引を行うことが可能なカテーテル等*の算定がない場合のJ002 ドレーン法(ドレナージ)「1」持続的吸引を行うものの算定は、原則として認められない。

※ 025 套管針カテーテル、029 吸引留置カテーテル等

〇 取扱いの根拠

J002 ドレーン法 (ドレナージ) は、各種の体液や膿汁等を体外に誘導排除するものであり、中でも「1 持続的吸引を行うもの」は、術後の滲出液が多い手術や胸腔ドレナージなどにおいて、吸引留置カテーテルを使用して持続的に吸引するものである。

以上のことから、上記カテーテル等の算定がない場合の J002 ドレーン 法 (ドレナージ)「1」持続的吸引を行うものの算定は、原則として認められないと判断した。